

令和2年度温暖化防止にみんなで取り組む 「福島議定書」事業（学校版）実施要領

1 目的

学校において、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事（以下「知事」という。）と「福島議定書」を締結することにより、児童・生徒等と教職員が一体となった温暖化対策への取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県、地球にやさしい“ふくしま”県民会議

3 共催

福島県教育委員会、福島県地球温暖化防止活動推進センター

4 参加対象

県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（※）、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）

※ 小中（中高）一貫校の場合、電気・水道使用量を学校ごとに算出可能な場合は、それぞれ申し込むものとする。算出方法は、実情に応じて各学校で定めるものとする（人数や面積で按分する等）。

算出不可能な場合は、小中一貫校は中学校の部に、中高一貫校は高校の部に申し込み、その部で審査を行う。

5 取組内容及び取組期間

（1）取組内容

学校は、以下に掲げる項目に関する目標等を定め、知事と「福島議定書」を締結し、地球温暖化対策に取り組むものとする。

ア 節電・節水（必須）

基準年（平成29年～令和元年のうちいずれか）の9月～10月の電気・水道使用量に基づく二酸化炭素排出量に対し、令和2年同月期の二酸化炭素排出量削減目標を定め、節電・節水に取り組む

イ 学校における環境保全活動

ゴミの分別回収の徹底、裏紙利用の徹底など

ウ 学校における環境教育

緑のカーテン作り、自然観察会の実施、再生可能エネルギーの授業など

エ 学校における気候変動への適応

注意喚起のための熱中症情報の掲示、チェック表を用いた運動前の体調管理、風水害の避難経路の確認など

オ 地域における環境保全活動

学校周辺の緑化活動、最寄駅の清掃や廃品回収の実施、地域イベントでの環境啓発活動など

カ 家庭における省エネ活動

「みんなでエコチャレンジ事業」への参加と、家庭での省エネ活動等の呼びかけなど

キ その他独自の取組

マイ箸・マイボトル利用の呼びかけ、教職員の自転車通勤の促進など

(2) 取組期間

ア 5(1)アについては、令和2年9月～10月とする

イ 5(1)イ～キについては令和2年4月～10月のうち任意の期間とする

6 参加手続

(1) 申込方法

電子メールにより参加申込書を福島県環境共生課（以下「県」という。）に提出すること。県は、参加申込書の提出があった学校に対し、「福島議定書」を送付するものとする。なお、「福島議定書」の送付業務については県委託先が行うものとする。

(2) 申込期限

令和2年8月31日（月）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

7 報告手続

(1) 報告方法

取組期間終了後、電子メールにより取組報告書を県へ提出すること。

(2) 報告期限

令和2年11月27日（金）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

8 賞及び表彰式

(1) 賞

取組内容を審査し、最優秀賞、優秀賞、入賞を選定する。

また、学校独自に特色ある取組をしている学校を特別賞として選定する。

副賞として、最優秀賞 30,000 円、優秀賞 20,000 円、入賞 5,000 円、特別賞 5,000 円の図書カードを贈呈する。

(2) 表彰式

別に定める審査要領により実施する。

9 審査

(1) 審査項目

ア 二酸化炭素排出削減量及び削減率

イ 二酸化炭素排出削減目標の設定状況及び達成状況

ウ 学校における環境保全活動・環境教育・気候変動への適応、地域における環境保

全活動及び家庭における省エネ活動の取組内容

エ その他独自の取組内容

(2) 審査方法

別に定める審査要領によるものとする。

1 0 参加証の交付

本事業に参加した学校に、参加証を交付するものとする。

1 1 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。